

出土品等の活用を考える

— 次世代とつながる考古学のために（覚書） —

上 守 秀 明

目 次

1. はじめに	481
2. 出土品等の活用を取り巻く状況	481
(1) 発掘調査の内容と費用	481
(2) 出土品等の取扱いと保管	482
3. 教育委員会・調査機関の普及・活用事業	484
(1) 普及・活用事業の分類と内容	484
(2) 普及・活用事業の実施状況	485
4. 考古学と学校教育	490
(1) 出前事業の成果と課題	490
(2) 群馬県の取り組み	491
5. 次世代とつながる考古学のために－その途上で－	491

1. はじめに

発掘調査によってもたらされた出土品など考古学的資料を活用した事業は近年、ものづくり系の体験学習とともに、普及・活用事業の両輪として内容の充実が図られ、全国的な展開をみせている。これは、発掘調査を行う行政機関・調査機関が従来より積極的に事業を実施しているだけでなく、従来は出土品等の保管と、それらのうちの所謂「注目される資料」の展示に主眼を置いていた博物館においても、体験型主導の事業へ転換する中で、出土品を題材とした活用例も徐々に増やしてきているからと思われる。

この中で特に注目されるのは、学校における出土品等の活用であり、出前事業や空き教室利用の展示など、出土品を教育的配慮のもとで活用する事業を、ものづくり系の体験学習とともに実施している例が多いことである。このような事業の進展は、学校教育側にのみ実施効果をもたらすだけでなく、次世代の人々が埋蔵文化財保護を理解したり、考古学に関心を抱くきっかけを作るなど、埋蔵文化財保護行政側にとっても未来につながる重要な鍵を握っていると考える。「出土品の活用はどんな目的で、なぜ行うのか？」この問いに対する答えは、「考古学を学ぶ・教える」あるいは「埋蔵文化財を保護する」それぞれの細分された立場で異なり、接近方法もいろいろであると考えられる。

我々のような埋蔵文化財に係る財団法人の職員も、埋蔵文化財を保護するという広義の立場であることに変わりはなく、埋蔵文化財保護行政とどのように連動し位置づけることができるのか。また、そうした業務に従事するものがどのように位置づけていかなければならないのか考えてみる必要がある。今後もこのような立場に立ちながら考古学を学び、かつ埋蔵文化財の保護についても考えていく所存であるが、今回は自己確認的な途上の私見を述べてみたい。

2. 出土品等の活用を取り巻く状況

(1) 発掘調査の内容と費用

「毎年、全国で一体どれだけの発掘調査が行われているのであろうか？」つまり、出土品等の活用状況を述べる前に「そもそも多くの出土品等がもたらされる原因となった発掘調査の現状はどうなのであろうか」というこれらの問いに対し、先ず答える必要がある。具体的数値で答えるには、文化庁文化財部記念物課（以下は「文化庁」）がとりまとめた埋蔵文化財関係統計資料を参考にするのが良いので、現段階では最も新しい公表資料である平成14年度の実態調査（平成15年度版）を取り上げてみたい。

発掘調査の総数は、試掘調査など届出の伴わないものも含め19,032件である。内訳を見ると、開発事業などの工事に伴ういわゆる緊急発掘調査が18,063件と全体の約95%を占める。その他に現状保存を目的としその範囲内容確認のため行う調査が738件、現状保存が図られた後その遺跡を活用するために行う整備事業に伴う調査が231件と、保存目的の発掘調査が僅かであるが行われている。

発掘調査費用の総額は約102,137,645千円で、このうち開発事業などの工事に伴ういわゆる緊急発掘調査費は96,575,666千円と全体の約94%を占めるが、前年度比で約920,000千円減り、11年ぶりに1,000億円の大台を切っている。これらの数字に対しては、額の多少に始まり埋蔵文化財保護行政の動向を分析する上で

いろいろな要素が含まれているであろうが、ここではふれない。とにかく、緊急発掘調査に伴いこれだけの調査費用が投下され、数が有限である遺跡が減少していることはまぎれない事実である。

「埋蔵文化財現状保存の代替行為として妥当であったのか」あるいは「事後に国民共有財産の還元がどのように行われているか」など、実施された緊急発掘調査に対する評価基準があるが、それは適正に発掘調査・整理作業が実施されたかということはもちろん、その後に出土品等を適正に管理し、どれだけ活用できたかが重要であると思われる。文化庁文化財保護部記念物課長を経験された合田隆史氏が示した「埋蔵文化財行政構造の5段階」によると、活用は5段階の最終段階であるとともに、活用することで国民に認知されていくという意味で、第1段階である予防（周知）のプロセスのひとつとして位置づけられている。サイクルを成すこの5段階が有効に機能するためには予防・活用が重要であるなど、合田氏の発言には他にも示唆に富む内容が含まれている⁽¹⁾。

(2) 出土品等の取扱いと保管

活用事業をより効率よく行うためには、出土品・記録類を適正に保管する必要があることは自明であるが、実体はどうであろうか。「全国にいったいどれだけの出土品が、どのような状態で保管されているのだろうか？」という問いに対し、具体的数値で答えるためには、やはり文化庁が「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会協力者会議」（以下は「委員会協力者会議」）の検討結果を踏まえ、平成15年2月1日現在の都道府県及び市町村における出土品等の保管・管理施設、保管状況に係る調査結果と、今後のあり方をとりまとめた平成15年10月20日付け「出土品の保管について（報告）」（以下は「出土品保管報告」）の解説を参考にすることが適切である。集計結果に対し多角的な検討が加えられるとともに、出土品・記録類の保管のあり方が詳細に述べてあるが、ここでは本稿に必要な数値を抜き出して以下に記する。

- ①出土品は約666万箱が保管されており、これらの内訳は都道府県約188万箱（約28%）：市町村約478万箱（約72%）である。
- ②記録類のうち図面類は約1,465万点、写真類は約8,972万点がそれぞれ保管されており、これらの合計約1億437万点の内訳は都道府県約3,350万点（約32%）：市町村7,087万点（約68%）である。
- ③出土品の保管施設は、恒常的施設が2,255施設（約43%）、暫定的施設が3,037施設（約57%）である。このうち、都道府県の内訳は恒常的施設139施設（約41%）：暫定的施設197施設（約59%）、市町村の内訳は2,116施設（約43%）：2,840施設（約57%）である。
- ④上記施設別の出土品保管量の内訳は、都道府県が恒常的施設約131万箱（約69%）：暫定的施設約57万箱（約31%）、市町村が恒常的施設約263万箱（約55%）：暫定的施設約215万箱（約45%）である。
- ⑤恒常的施設に保管されている約393万箱の保管状況は「整理棚に収納」が約66%、「床に積み上げ」が約31%、「戸外野積み」が約2%、「その他」が約1%である。
- ⑥暫定的施設に保管されている約273万箱の保管状況は「整理棚に収納」が22%、「床に積み上げ」が約73%、「戸外野積み」が約5%、「その他」が1%未満である。
- ⑦出土品約666万箱のうち、報告書作成のために整理が行われたのは約483万箱（約72%）で、未整理のものは約188万箱（約28%）である。
- ⑧出土品の保管スペースの効率的な利用や、出土品の活用のために策定した出土品の取扱い基準等に基

づき再整理を行った地方自治体の割合は、47都道府県では40の自治体（約85%）、2,871市町村では1,016の自治体（約35%）である。

この解説にも述べられているように、平成15年の「出土品保管報告」は、いわゆる平成12年の「地方分権一括法」成立に伴う文化財保護法の改正により、出土品の帰属に係る権限が国から都道府県に委譲されることを念頭に置きつつ、平成9年2月の「委員会協力者会議」検討結果をもとにまとめられた「出土品の取扱いについて（通知）」（平成9年8月13日付け庁保記第182号：以下は「出土品取扱い通知」と、この通知を受けて各都道府県や地域ブロックが策定することとした「保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分に関する基準」（以下「出土品基準」）の策定以後、「各都道府県でどのように保管・活用がはかられたか」という実態調査の側面を持つ。

また、近年、連続した出土品・記録類の保管・管理施設の火災により多数の貴重な資料が消失したことを受けて、調査項目に出土品・記録類それぞれの地震・防火対策、劣化防止、選別保管の有無などがこと細かく挙げられている。そして、文化庁はこの「出土品保管報告」で課題となった内容を少しでも解消し、保存・活用事業を積極的に後押しすることを目的として、平成16年度から国庫補助事業「埋蔵文化財保存活用整備事業」を実施している。

「出土品保管報告」によって、全国の保管・管理状況の実体と全体的な課題はかなり鮮明となったが、都道府県等で定めることとした「出土品基準」は各自治体で部分的に異なる。保存・活用の必要性・可能性のあるとされた内容はある程度揃っていても、それ以外の区分は一律ではない。つまり、報告書に記載された出土品の取扱いには共通認識があるとしても、報告書に掲載されない出土品の区分、分別及び手続きは異なるため、すり合わせて全体を統計化することが困難な状況である⁽²⁾。

「埋蔵文化財行政研究会」（以下「埋文行政研」）は、平成15年度の年間テーマとして「出土品の取扱いと活用」を取り上げた。「埋文行政研」では既に、文化財保護法改正直後の平成12年度に「出土品の取扱い」を検討テーマとして取り上げているが、その際には平成9年8月の「出土品取扱い通知」「出土品の取扱いに関する指針」（以下は「出土品取扱い指針」）で記載されている出土品の廃棄などに対し、地方自治体にとって現実味を帯びてくるという認識があったものの、保護法改正による全体的な議論が優先し、具体的な内容に踏み込むまでは至らなかった。

今回は「出土品取扱い通知」以後、関東甲信越静地区（以下は「関ブロ」）の各都県で「出土品基準」が策定されているが、「はたして基準に則した取扱いが行われているのか」「区分によって活用の見込みがないとされた出土品を、行政機関が保管し続けることに国民の理解が得られるのか」といった問題提起がなされた。これには「単に出土品管理施設の不足から派生する問題として捉えるのではなく、出土品の社会的価値を議論する中から問題点を抽出し、埋蔵文化財行政関係者だけでなく、幅広い国民の視点に立った議論を深化させていきたい」（大野2004）という考えが示されている。

現実問題として保管・管理状況の差異や、特に市町村では保護体制整備状況（専門職員数の多寡や専従度など）によって対応が異なることを抜きに議論できるものではないが、2回の研究会と最後に行われたシンポジウムを通じて、行政が示した区分上で廃棄となっているものを捉え直すのであれば、相当の困難が伴うが遺構外・報告書非掲載以外の普遍化できる判断軸を設定し、それらの「保存・活用の必要性・可能性」を明確にするほかにないと考えた。それには、埋蔵文化財保護行政担当者にとどまらない広い範囲でのさらなる活用方法の模索が必要であり、できないのであれば「秘蔵に等しい状態にある多くの出土品

は、捨ててあるのと同じであり、市民に恩恵を与えない」という発言を真摯に受け止める必要があるかと考える。

3. 教育委員会・調査機関の普及・活用事業

(1) 普及・活用事業の分類と内容

1で触れたように、開発事業を実施する上で遺跡の現状保存が困難な場合、その代替として事業主体者や埋蔵文化財保護部局の予算で記録保存する行政行為が定着して久しい。この間、その結果として膨大な出土品と記録類が累積してきたが、資料の公開・普及についても各地方自治体の教育委員会（以下は「教委」）や地方自治体が設立に関わる調査機関（以下は「調査機関」）、国レベルで実施に係る努力や工夫がなされ、国民や地域住民に認知されてきたのである。

教委や調査機関が、現在まで実施してきた考古学的成果に基づく普及・活用事業を粗く分類してみると、以下の内容の成果公開型（①～③）と体験型（④～⑥）の普及・活用事業に大別される。

①現地説明会・遺跡発表会（速報展）

公開を心がけようとした当初から行われてきたのは、現地説明会や遺跡発表会（速報展）などである。現在も、よりリアルタイムに公開するという点で、発掘調査に係る普及・活用事業の基本であろう。国においても各地方自治体等の協力を受け、話題となった最新考古資料をいち早く全国レベルで公開する「発掘された日本列島」展を1994年度から実施しているのは周知のとおりである。各遺跡の重要性を中心とした概要説明と、その年代的位置づけ、展示している出土品等の説明がなされ、最新の重要成果を理解できる点で効果は大きい。

②講演会・企画展示・考古学講座・常設展示

博物館が従来より実施している普及・活用事業（博物館活動）であるが、調査機関等においてもその蓄積した成果を題材に、講演会・企画展示が催されている。内容は考古学講座も含め、国民や地域住民の知的欲求に答えることを目的に、専門的な内容をわかりやすく解説することに努めたものが多くなってきている。また、①とタイアップして実施される場合も多い。考古学講座では、後述する子供たちを対象とした体験型普及・活用事業とタイアップした事例も見られる。講演会・考古学講座の基本姿勢として書き留めておかななくてはならないのは、佐原真氏の「考古学的事象を現代生活の事例と結びつけてわかりやすく解説する心がけ」である。国民共有財産として成果を還元するのであれば、肝心なのは歴史を学ぶ意味や楽しさを伝える手法をとることであるが、最新の成果を咀嚼する力量が問われるところである。なお、常設展示は次項でまとめて説明する。

③広報紙・ホームページ・映像資料

これらも博物館が実施している普及・活用事業に事例が多い。ただし、調査機関等の広報紙・ホームページには、発掘調査成果を基礎データとしたコンテンツが多数盛り込まれ、他の普及・活用事業の案内役となっている場合が多い。映像資料は展示室などに備え付けて実写するほか、ビデオライブラリー的なハンディなものを各種の普及・活用事業で用いたり、貸し出している。

④作業体験・ものづくり体験・昔の生活（技術）体験

やはり、博物館が実施している普及・活用事業に事例が多い。普及・活用事業の中では、成果が着実に参加者の手に残る点でインパクトが強い事業である。これらのうち、作業体験は生徒等の職場体験に対応したり、一般市民参加の事業を実施している場合がほとんどである。発掘・整理の体験により、例えば古代の人々が使っていた土器を掘り上げるとか、パズルのように土器の接合ができたなど、労働による達成感と新たな感動を得る。ものづくり体験は土器や石器、玉類など昔の人々が作った道具を復元することで、昔の生活体験は機織り、火起こし、竪穴住居で暮らすなどを実体験することで、それぞれ予想以上の技術力を知り、仕上げることで達成感を得る。考古学や埋蔵文化財に対する興味につながり、さらにそれらの理解につながれば効果は大きい。

⑤出前授業

出土品を教育的観点から組み合わせ、学校に専門職員が出張して授業を行うもので、出土品を保管・管理している教委や調査機関であればこそ実施できる事業である。現地説明会などでの臨時的な展示以外は、今まで展示ケース越しにしかお目にかかれなかった実物の土器などを目の当たりにし、しかも触れることができるということが今までにはなかった何よりのポイントで、子供たちの感性に訴えたり素直な感動を呼び起こしている。これに土器の文様付け・石器の切れ味を試すセットや、火起こし・ものづくりの体験セットを組み合わせることで、多大な教育的効果を挙げる事が出来る事業である。

⑥出土品等活用セット・体験系活用セットの貸出

出土品や体験用の資料を用いて学校側が自主的に行う授業を支援する事業で、基本は出前授業のセットとなる。これに活用事例に関するマニュアル等をセットに加えている。歴史教材としての利用の他に、総合的な学習に使用される事例が増えている。

(2) 普及・活用事業の実施状況

このように教委・調査機関における普及・活用事業は、その蓄積により多彩なメニューを持つようになり全国的な展開が認められるので、個々の実施状況や、特徴的な内容の事業があるのか調べてみた。もちろん都道府県のみならず、市町村やそれらに係る調査機関でかなり充実したメニューを展開している事例も認められるが、今回は都道府県が設立に関わる調査機関等（ない場合は教育委員会の担当部署）を中心にその内容を示した（表1）。表の作成に当たっては、各機関のホームページ、年報の記載を参照した。ただし、調べ切れていない場合もあると考えるので、該当事例の有無の断定はせず「現状では不明」という意味で表の箇所を網伏せで表現し、確実に無しものはバー表示とした⁽³⁾。以下に各事業の事例数と特徴的な事業を紹介し、最後に千葉県文化財センター（以下は「当センター」）に該当事例がある場合は記した⁽⁴⁾。なお、他の都道府県の機関名は表1に記載し、文中では一部を除き省略した。

①現地説明会・遺跡発表会（速報展）

現地説明会は43事例を確認した。発掘調査に係る普及・活用事業の基本であることは間違いなく、不明の中に潜在している事例の追加があると思われる。中には大阪府のように、埋蔵文化財に限らない「郷土の文化財を見学する会」を実施している例があるが、おそらく市町村にはこのような形態をとる事業は少なくないと予想される。

遺跡発表会（調査成果報告会）は27事例を確認した。多くの場合、前年度の主要な調査成果を速報的に発表している。単独で実施しているもの他に、四国4県のように合同で実施している事例がある。

なお、福島県文化財センター白川館（以下は「まほろん」）は、出土品の管理と普及・活用を実施する機関であるためこれらの実施例がないが、同じ財団の調査機関である福島県文化センターで実施している。当センターでは現地説明会を年2～3回の実施し、遺跡発表会は県内にある地区文化財センターとともに法人連絡協議会を設置し、共同運営で県遺跡発表会を毎年1月に開催している。大阪府と類似した遺跡や周辺の文化財を探索する事業は、過去に「ウォーク・イン古代」という事業で実施した。

②講演会・企画展示・考古学講座・常設展示

講演会・企画展示は40事例を確認した。ほぼ全国的に浸透した普及・活用事業である。講演会は単独で実施している他に、企画展の記念講演の形で実施している事例が多く認められた。

考古学講座は29事例を確認した。既述したように、専門的な内容をわかりやすく解説した事例が増えており、いくつか特徴的なものを紹介する。神奈川県では県内の最新調査成果をもとに、数回のテーマで実施する「考古学講座」や、年度の時代テーマに沿って行う「考古学ゼミナール」を実施しており、関東圏ではこの種の事業に最も力を入れている。富山県では、発掘調査のない冬季に「冬のじっくり講座」と題して、出土品に触れながら職員に知りたいことを質問する講座を開いている。一方、近畿圏では京都府・奈良県・大阪府を中心に市民に対しても専門的な講座が開かれているが、これはこの地域が古代中央国家に関連した遺跡等が所在する地域であり、古くから考古学や埋蔵文化財に触れる機会があるため、受け入れられる基盤が整っているからと理解される。

異色な事例ではあるが、講座受講者が考古学や埋蔵文化財保護の応援団になれる講座がある。兵庫県では平成19年度に開館予定の博物館の支援ボランティアを養成することを目的に、講座・実習・体験をプログラムとした「考古楽者養成セミナー」を開講し、修了者をボランティア登録する参加型の事業を実施している。また、青森県でも地域で活躍できる人材育成を目的とし、県総合社会教育センターが開講した「あすなろマスターカレッジ学習講座」の人文科学コースに、考古学・埋蔵文化財法令などの専門知識の修得、発掘調査・整理作業・体験学習（石器作り）の専門技術習得、卒業論文をカリキュラムとした講座を置き、埋蔵文化財センター職員が講師として協力している。

常設展示は29事例を確認した。調査機関が財団でも規模が大きい場合や、施設が公立の建物で地方自治体から出土品等の管理が委託されている場合に事例が認められるが、展示スペースのばらつきは大きいと思われる。後述する群馬県の「発掘情報館」や福島県の「まほろん」は好事例の代表である。

当センターでは記念展の際に講演会を実施している。企画展は、先述の地区文化財センターや県内博物館（県立博物館と一部の市町村立博物館）と運営委員会を組織し、隔年で調査成果を「房総発掘ものがたり」と題して県内博物館を巡回する方式をとっている。常設展示室は本部内に開設し、当センターの調査成果を業務時間内で公開している。考古学講座は、過去に遺跡見学や発掘体験と組み合わせ「ふるさと文化講座」として実施している。

③広報紙・ホームページ・映像資料

広報紙は34事例を確認した。フルカラー印刷が通例で、鳥根県の「ドキ土器まいぶん」をはじめ、レイアウトに工夫を凝らした事例が増えている。また、ホームページにPDFを掲載した例が増えており、ダウンロードの便宜をはかっている。ホームページは、調査機関等の要覧の役割を果たしている事例が多いが、既述したように電磁資料の特徴を発揮した多彩なコンテンツを含む事例も認められる。富山県の「考古学キッズ」、愛知県の「考古学入門講座」と「こどもの考古学」、広島県の「むかしライフ研究

室」は、博物館にあるような考古学を学ぶためのコンテンツである。映像資料は17事例を確認した。調査成果をテーマ別や代表的な遺跡の記録として編集したり、調査・整理方法のマニュアル的に制作したものが散見される。

当センターの広報紙「房総の文化財」はフルカラー4ページの仕様で、表紙の説明を兼ねた埋文アラカルト、普及・活用事業の紹介を主としたお知らせコーナー、発掘調査速報、遺物紹介コーナー、過去の遺跡紹介と周辺探索案内を内容とした遺跡今昔物語などから構成されている。ホームページは広報紙の内容を基本に、取り扱った遺跡を地区別に収録している。また、広報紙のPDF、有償頒布図書案内などを掲載している。映像資料は、テーマ別のビデオライブラリーを遺跡編・遺物編に分けて制作している。また、普及・活用事業とは別に調査・整理方法のマニュアルビデオも制作している。

④作業体験・ものづくり体験・昔の生活（技術）体験

作業体験は30事例を確認した。学校対応の場合、既述したように職場体験の事例が多いが、岐阜県では夏休みを利用して、小学校高学年の親子が発掘調査・整理作業を体験する「タイムスリップ探検隊」を実施している。

ものづくり・昔の生活体験は35事例を確認した。ものづくり体験では、ほとんどの機関で土器や石器、勾玉の製作が行われている。これらの中には地域や遺跡の特性などを活かした実施例も散見される。例えば、東京都では伊豆諸島との関連からか貝輪づくりが行われている。昔の生活体験は、各種の発火具を用いての火起こしが盛んに行われているほか、弓矢・伐採用の石斧・剥片などの使用体験、古代人の衣服をまとい、煮炊きを行い、住居に暮らす体験などが認められる。また、ものづくりも兼ねたアンギン編み・機織りなど昔の技術を体験するメニューなど、非常にバラエティに富んでいる。三重県では子供たちを対象に、県立聾学校産業工芸科の生徒が製作した木製農耕具を使用して水田耕作を体験する「夏休み、きみはプチ考古学者だ！」を実施している。

これらの体験型普及・活用事業は、既述したように博物館も含め最も盛んに行われ、参加者にインパクトを残すものである。そうしたことから、体験学習受け入れ施設を積極的に建設している事例がある。福島県の「まほろん」、群馬県の「発掘情報館」、富山県の「考古体験広場」、石川県の「古代体験ひろば」、島根県の「いにしえ学習館」などが代表例として挙げられる。また、佐賀県吉野ヶ里遺跡、青森県三内丸山遺跡、長崎県原の辻遺跡、鹿児島県上野原遺跡など、特別史跡や史跡の関連施設に体験スペースを設け、遺跡を拠点とした積極的な活動を行っている事例も認められる。

当センターでは、作業体験は職場体験として受け入れている。ものづくり体験は、勾玉づくりを現地説明会や巡回展に絡めて「古代・モノづくり工房」として実施している。勾玉づくりは火起こしとともに、次項の出前事業でも実施している。

⑤出前授業

25事例を確認した。個々の開始年度まで詳しく調べたわけではないが、多くが平成9年8月の「出土品取扱い通知」及び「出土品取扱いに指針」以降に事業が開始された可能性が高い。それ以前にも出土品を学校教育の場で用いた事例が個別に存在するかもしれないが、この通知及び指針の内容に出土品の活用方法のひとつとして学校教育における教材として使用することが明記され、地方自治体に周知されたからと考える。その後、学校教育側に「生きる力」を学ぶ「総合的な学習の時間」が設けられ、歴史の学習にこだわらない活用の幅が増え、この事業の後押しとなった。

現地説明会・文化財見学会	遺跡発掘会(遺跡展)	講演会・企画展示会	考古学講座	常設展示	広報紙	ホームページ	映像資料	作業体験	ものづくり・生活体験	出前授業	出土品等活用セット貸出	体験系活用セット貸出
(財)北海道埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)青森県埋蔵文化財調査センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
宮城県教育委員会文化財保護課(東北歴史博物館)	○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○
(財)秋田県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(財)山形県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(財)福島県文化振興事業団福島県文化財センター(白河館まほろん)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)茨城県教育財団埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)とちぎ生涯学習文化事業団栃木県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(財)ぐんま県埋蔵文化財調査事業団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(財)千葉県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(財)かながわ考古学財団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
山梨県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
長野県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
富山県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)石川県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福井県埋蔵文化財調査センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)静岡県埋蔵文化財調査研究所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛知県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)岐阜県教育文化財団文化財保護センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
三重県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)滋賀県文化財保護協会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
京都府埋蔵文化財調査研究センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)大阪府文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
奈良県立歴史考古学研究所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)和歌山県文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鳥取県教育文化財団埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
高知県教育庁埋蔵文化財調査センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
岡山県古代吉備文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
広島県教育事業団埋蔵文化財調査室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)山口県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
香川県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)徳島県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
高知県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
福岡県教育委員会文化課(九州歴史資料館)	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○		
佐賀県教育委員会生活文化課(国営吉野ヶ里歴史公園)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
長崎県教育委員会学芸文化課(原の辻遺跡調査事務所)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大分県教育庁埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
熊本県文化財資料室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
宮崎県埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
鹿児島県埋蔵文化財センター(鹿児島県土野原縄文の森)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
沖縄県立埋蔵文化財センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
各 計	43	27	40	29	34	44	17	30	35	25	8	7

表1 都道府県別普及・活用事業一覧

各地で行われている出前事業は、「親しみやすさ」或いは「わかりやすさ」を心がけたネーミングが工夫されている。例を挙げると、福島県の「おでかけまほろん」、栃木県の「どき土器体験10」、埼玉県の「地中から教室へのメッセージ」、神奈川県「考古学スクールセミナー」、石川県・高知県の「出前考古学教室」、静岡県「文化出前講座」、鳥取県の「こども考古学教室」、島根県の「心に残る文化財子ども塾」、そして当センターの「土器ッと古代“宅配便”」と多彩である。埼玉県の「地中から教室へのメッセージ」は平成9年度から実施されており、この種の事業では嚆矢と考えられる。実施メニューとして、教員と専門職員によるチームティーチングを原則とする授業主体の「サポート型」と、専門職員が空き教室を利用して出土品を展示するとともに、縄文の文様付けや剥片で紙を切るなどの体験セットを用意して子どもとの交流をはかる「デリバリー型」が用意されている。

⑥出土品等活用セット・体験系活用セットの貸出

出土品等活用セットは8事例、体験系活用セットは7事例を確認した。事例が少ない理由は、全国的な現状が出前事業の形態が認知され定着し始めた段階で、調査機関側の支援が未だ必要な状態であることなどが考えられる。セットは学校側に預ける事業形態であるため、専門職ではない教員にとってはメンテナンスにあまり気を使わず、取扱いやすいことが重要である。埼玉県の「学習用貸し出しキット」、栃木県の「どき土器体験10遺物貸出kit」は、小箱に収めた出土品を、外装は堅固で内装には緩衝材を付けた金属製カメラケースへ収納してあり、コンパクトで扱いやすい仕様となっている。また、鳥取県ではホームページ上に貸し出し用の出土品の画像を掲載し、借用の利便性をはかっている。

当センターでは、学校等に「土器宅」のセット貸出も行っているが、これに加え学校等の自主授業を支援するため、出土品と活用参考案とする教師用活用シート等の補助教材を組み合わせた活用セットを、県教委の委託を受けて作成中である。

以上の内容から教委・調査機関が実施する成果公開型の普及・活用事業は、全国的に定着してきたと言って良さそうである。調査成果の即時的公開は、現地説明会・遺跡発表会・速報展・巡回展などのほかに、広報紙やホームページでいち早くなされる方式もほぼ定着している。

体験型の普及・活用事業のうち、作業体験、ものづくり・生活体験もかなり定着した感がある。ものづくり・生活体験は、博物館等でも盛んに行われているように、現在の普及・活用のエース的存在とあって良い。調査機関等が行う主要行事の中で、複数の普及・活用事業と組み合わせて実施する場面が多々見受けられる。また、出前授業でも活用セットに組み込まれて使用されている。

出前授業は、ものづくり・生活体験を活用セットに組み込んで使用している場合が多いが、実物の出土品を最も身近な存在として活用している事業と言えよう。出土品を活用した出前授業をきっかけに、次世代を担う子どもたちに考古学や埋蔵文化財の魅力を感じてもらい、成人後もより多くの人々に考古学や埋蔵文化財の応援団になってもらう。そのためにはわれわれ文化財保護側がこの機会を大切に思い、活用の汎用性を高める努力をする必要がある。それは、出前授業の成果と課題を明らかにすることと、学校教育の中で考古学の成果がどれだけ活かせるのか研究することであろう。その結果が出たときに学校側のニーズも高まり、出土品等活用セットの貸出要望も増えるものと思われる。

4. 考古学と学校教育

(1) 出前事業の成果と課題

当センターの出前授業は、平成11年度の準備期間を経て12年度から本格的に実施した「土器ドキッと古代“宅配便”」－見て・さわって歴史体験－（以下は「土器宅」）である。詳細については、この事業を企画し、事業担当期間であった平成14年度までの成果をまとめている白鳥 章氏の報告を参照されたい（白鳥2003）が、この中から今回必要とした部分を以下に要約させていただいた。

- ①セットは土器・石器などから全容を知りうる完形品を主に抽出し、車の積載容量を勘案して1セット当たり整理箱6箱程度としている。
- ②セットの出土品は、申請のあった学校にできるだけ近い遺跡の資料を提供できるように、できる限り地域性に偏りが出ないことを心がけて抽出している。
- ③当センターの出土品・記録類は仮保管の状態であるので、所管替えを想定しての台帳整備はもちろんのこと、もとの収蔵箱へ直ちに返せる工夫をしている。
- ④セットには、出前授業を展開する上で必要な解説用の補助教材、勾玉づくりや火起こしの体験セットを加えているが、体験セットはあくまでもオプションで「土器宅」の申請のあった学校等から依頼があった場合にのみ、貸出を行っている。
- ⑤人事異動に伴い当センターで業務経験を積んだ教員が、再び学校に戻った際に「土器宅」を申請して独自に授業を行うという教育的効果を生んでいる。
- ⑥平成14年度からの新学習指導要領により小学校6学年社会科では、縄文時代以前が省略されているため、この時代を扱う「土器宅」は教員・子どもたちから好評である。
- ⑦活用後、活用報告書・アンケート・記録写真の提出をお願いし、今後の事業展開の参考としている。また、白鳥氏は活用報告書やアンケート結果を集計・分析して、4年間の実績を項目毎にまとめている。今回は、この年度別・対象別データに15年度実績を追加した表とグラフを示した（表2・図1）。

年度 \ 対象	小学校	中学校	養護・盲・聾学校	高等学校	社会教育施設	各横計	リピーター数(率)
11年度	1	2	0	1	0	4	0 (0%)
12年度	13	1	1	1	1	17	3 (18%)
13年度	17	1	0	2	4	24	4 (17%)
14年度	35	7	2	2	7	53	18 (34%)
15年度	34	5	3	0	11	53	17 (32%)
各横計	100	16	6	6	23	151	
対象別比率	66%	11%	4%	4%	15%		

表2 土器ドキッと古代“宅配便”実施データ

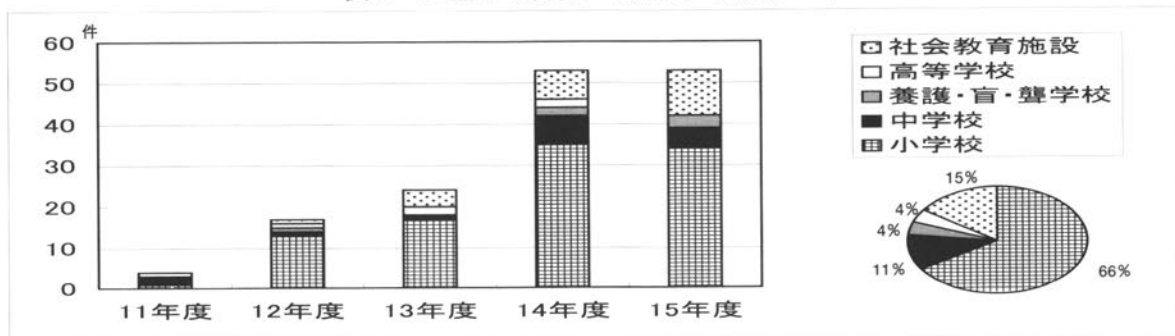


図1 土器ドキッと古代“宅配便”年度別・対象別グラフ

これによれば、5年間の実施件数の総計は151件で、このうち小学校が100件と全体の66%を占めているが、これは既述のように、小学校では扱わない縄文時代に対する教員・子どもたちのニーズが高いからと思われる。平成15年度実施件数の総計は53件で、14年度と同数である。また、リピーター数（率）もほぼ横ばいの17件（32%）である。白鳥氏の分析にあるように、14年度は13年度から行ったチラシ配布や当センターへの派遣経験がある教員からの口コミなど、周知活動の積み重ねが功を奏したことと、年間通じて活動できる「総合的な学習の時間」が完全実施されたことなどから、13年度の2倍以上の実施件数となった。15年度がデータの横ばいであるということは、それなりに傾向が維持されていると理解して良いのかもしれない。15年度末の予約状況は、リピーターである学校等の予約が目立っており、16年度にはリピーター率が高まる可能性がある。

今後は、やはり白鳥氏が指摘しているように、歴史の授業で古い時期を学習する1学期前半に予約が殺到するため要望に応え切れないことや、遠隔地からの要望に対する方策を考える必要がある。専従する職員の増員は困難な状況なので、各地域の市町村教委や県立・市町村立博物館と連携をはかり、既に県立関宿城博物館や浦安市立博物館に対して通年貸出を行っているように、その場所を基点とした出前授業を増やすことや、この事業の根本的な問題でもあるが、自主授業を支援するための教材の作成・指導講習会の開催などをさらに推進することが今後の課題である。

（2）群馬県の取り組み

周知のように、群馬県では（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団（以下は「事業団」）が主体となり、総合的に「考古学と学校教育」に取り組み、この分野の嚆矢として数々の成果を挙げている。事業団設立当初から考古学と学校教育との連携ははかられてきたようであるが、平成8年に開館した展示スペース・図書室・体験学習室・学習相談室などを備えた発掘情報の発信基地である「発掘情報館」をキーステーションに、歴史分野にとどまらない各教科で、発掘資料の教材化が大きく進められている。開館と同時に、県内発掘情報や教材探しのヒント集、学校での教育実践例などを盛り込んだ教員向けの情報誌「遺跡に学ぶ」が発刊された。また、平成9年には教員が一年間にわたって発掘情報館で教材開発のための研修や研究を行う「地域教材開発研修・研究事業」が、県教育委員会が行った教職員提案をもとにスタートしており、成果は報告書として発刊されている。いずれも、他には類を見ない考古学と学校教育の連携による成果を情報発信しており、新たな成果誕生のための手引きともなっている。

また、考古学と学校教育との連携を突き詰めていった結果、全ての教科において考古学的成果を活用しているイギリスの考古学教育にたどり着き、平成13年10月には「国際シンポジウム－埋蔵文化財と考古学」が開催されている。

5. 次世代とつながる考古学のために－その途上で－

群馬県において、考古学と学校教育との連携を主導的に推進している能登 健氏の言によれば、遺跡は「先人たちの生活事典」である。それは「つまり、学校で教えている教科は“生活”の相対を分割したものですから、遺跡にはすべての教科に通じる教材のヒントが隠されているということになる」と述べてい

る（能登2003）。

また、関塚英一氏は考古学教育への期待をいくつか挙げている中で、考古学が基本とする型式論・層位論・分布論などの方法論から、学問の思考経路を体験させることは、考古学教育の可能性のひとつであると述べている。例えば夥しい土器などの破片資料を、部位や形状などの情報から分類を行う過程で形式認知が行われるが、このような作業プロセスを体験することは意味深く、観察や分類など思考方法を獲得する方法として学習する魅力を考古学は内包しているという（関塚2003）。このような視点は、出土品活用の汎用性を高め「保存・活用の必要性・可能性のある出土品」の内容を再考する上で、留意しておきたいことである。上記の内容は、埋蔵文化財や考古学に携わる一人として今後、研究成果の咀嚼を行いながら教材開発するという自分の課題としていきたい。

学校等における出土品の活用は、教育施策との連動で行うべきである。小学校・中学校とも学習指導要領の中では、遺跡など地域の歴史を知る手がかりとなる資料を活用することを求めているが、実際、教科書に載っているのは県外の有名な遺跡である。今後、千葉県で学校教育側による自主授業を支援する教材を作成するのであれば、出土品をコアに県内各地の遺跡を可能な限り網羅し、記録写真等を利用して構成した地域の遺跡を解説した活用セットが必要かと思われる。ただし、こちらの考えが教育行政や教員のニーズであるかは、十分に連携をはかり決定しなければならない。そして、効率的に作業を行うためには、報告書の作成の段階から出土品・記録類の活用までを見据えた保管・管理が必要と考える。

埋蔵文化財の保護を推進するためには、国民が埋蔵文化財を「国民共有の財産」であると実感できる施策を立案・実践し、その結果について評価を受ける。そして、改善方を要求されればそれを再構成し、より近づく方法を模索していく。そうした不断の努力がなされれば、埋蔵文化財の価値や制度の理解につなげていけるであろう。それは、次世代にこの制度を理解されることにも直結する。引き続き行政が国民のコンセンサスのもとで埋蔵文化財を守っていくのであるならば、施策としても次世代（未来の納税者）とつながる魅力的な方を講じる必要がある。ただ単に考古学ファンを増やすだけでなく、未来において考古学をバックボーンとした埋蔵文化財保護に対する理解や協力がスムーズに得られるようにする努力は、保護行政担当者だけでなく、今まさにすべての埋蔵文化財に関わる立場で必要と思われる。

本稿をまとめるにあたり、石坂 茂・関塚英一・一場郁夫・田村 隆・豊田佳伸・折原 繁・村松 篤の各氏には御助言・御協力を賜った。末筆ながら深謝する次第である。

註

- (1) 佐久間 豊氏は、合田隆史氏が「埋蔵文化財行政研究会」の講演で示した「埋蔵文化財行政の構造の5段階」の内容について、個人的主張・見解をまじえて明解に述べている。これによれば、埋蔵文化財行政の構造は、一般的な行政プロセスである「企画・実践・評価」という3段階を踏まえ、「予防（周知）・調整・調査・保存・活用」の5段階に区分されること。また、活用は埋蔵文化財の保存が出来なくなるような状態を生じないための予防のプロセスのひとつにもなることから、この5段階がサイクルを作って機能していくために、予防・活用の段階が重要であること。さらに、地方分権の中での文化財行政に関する必要な視点を示しその理念を明確にすべきことなど、発言内容を解説している。
- (2) 現状の発掘費用負担のあり方では、調査対象遺跡の規模や遺構密度、調査・整理費の額などにより、報告書に掲載する内容や量が異なる。当然、大規模で遺構密度の濃い遺跡で、しかも投下する力量と費用のバランスが悪ければ遺構当たりの掲載量は少なく、その非掲載分と遺構数・出土量の少ない遺跡の非掲載分では、同じ区分とされても内容は大きく異なる。活用

という視点で表組にするなど掲載方法を工夫することは必要で、そうしない場合、前者では本来活用できるものを取りこぼす可能性がある。しかし、専門職の配置がない自治体で区分・分別を行うことも事実あるので、報告書を参考にして出土品の区分作業を行うに際し、「遺構出土とそれ以外」・「報告書掲載と非掲載」という理解しやすい判断基準が置かれた点は評価されるべきである。

- (3) 各機関のホームページや年報の名称については、紙数の関係で省略させていただいた。なお、宮城県・福岡県は教委直営で調査等を実施し、一部を除き普及・活用事業は博物館の役割になっているようで、確実に博物館該当の項目は除外した。一方、佐賀県は教委内に国営吉野ヶ里公園を管理運営する部署があり、長崎県は教委直営の調査事務所であることから、これらの実施事業を直営と見なし、該当項目を集計に含めた。
- (4) 当センターの普及・活用事業実施の経緯は、20周年記念論集の佐久間 豊氏の論考（佐久間1995）に詳しい。その中で述べられているように、今日実施されている事業の基本的な骨格は、(出土品の活用やものづくりなどを除き)平成3年度の「普及事業検討会」における検討結果のとりまとめ案である「埋蔵文化財普及事業の推進について」によって作られている。

参考・引用文献

- 赤山容造 2003「I. 国際シンポジウムのねらい」『おもしろ考古学教室 国際シンポジウム－埋蔵文化財と学校教育－報告書』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 大野康男 2004「問題提起 出土品の取扱いと活用」『平成15年度埋蔵文化財行政研究会シンポジウム発表要旨』埋蔵文化財行政研究会
- 片岡正人 2004「出土品の分類と活用」『平成15年度埋蔵文化財行政研究会シンポジウム発表要旨』埋蔵文化財行政研究会
群馬県教育委員会・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団2001『平成12年度地域教材開発研究・研修報告書』
- 佐久間 豊 1995「埋蔵文化財普及事業の意義と役割 ー財団法人千葉県文化財センターの普及事業を通してー」『千葉県文化財センター研究紀要16 ー20周年記念論集ー』
- 小林大悟 2003「VI. 国際シンポジウムを終えて」『おもしろ考古学教室 国際シンポジウム ー埋蔵文化財と学校教育ー報告書』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 佐久間 豊 2002「埋蔵文化財保護行政の展開と役割」『激動の埋蔵文化財行政』ニュー・サイエンス社
- 佐原 真 2002『考古学つれづれ草』小学館
- 白鳥 章 2003「普及事業「土器ッと古代“宅配便”」ー見て・さわって歴史体験ー について」『研究連絡誌』第64号
- 神保侑史 2002「埋蔵文化財の普及活動」『激動の埋蔵文化財行政』ニュー・サイエンス社
- 関塚英一 2003「考古学教育への期待」『遺跡に学ぶ』第22号 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 西田健彦 2002「出土品の取扱い」『激動の埋蔵文化財行政』ニュー・サイエンス社
- 瀬田佳男 2004「埋蔵文化財関係統計資料（平成15年度版）の解説と分析」『月刊文化財』4月号（487号）第一法規株式会社
- 能登 健 2003「V. 遺跡は「先人たちの生活事典」」『おもしろ考古学教室 国際シンポジウム－埋蔵文化財と学校教育－報告書』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 文化庁文化財部記念物課 2003「埋蔵文化財保護体制に関する調査研究結果の報告について」『月刊文化財』11月号（482号）第一法規株式会社
- 文化庁文化財部記念物課 2003「埋蔵文化財関係統計資料」
- 矢口孝悦 2004「平成15年度シンポジウム参加記」埋蔵文化財行政研究会